

## 2. 酒田市立平田中学校PTA運営規則

- 第1条 この細則は本規約第18条に基づいて制定する。
- 第2条 ① 会長・副会長は年度末役員総会において決定し、次年度始め総会に報告する。  
② 各専門部正副部長・各学年正副委員長は、年度始めの役員総会において選出する。
- 第3条 ① 会計2名中1名は副会長の中から選出する。  
② 幹事および会計1名は教職員中より学校長が推薦し会長がこれを委嘱する。
- 第4条 会計監査委員は会員より地区1名とし、役員総会において選出する。
- 第5条 ① 学年委員は学年毎に地区より男女各2名ずつとし、連記制紙上投票によって選出する。  
② 得票同数のときは、代理者をもって抽選の上決定する。  
③ 学年委員は1世帯男女いずれか1名とし、高学年より逐次決定する。  
但し、生活指導部員はこのかぎりではない。  
④ 母親委員は学年委員より、委員長1名、副委員長2名を会長が委嘱する。
- 第6条 第5条の選挙事務を行うために選挙管理委員会を設置する。選挙監理委員は年度末の理事会において次年度の会員中より選出し、人員は各地区3名ずつとする。
- 第7条 ① 生活指導部員は各自治会毎に自治会員が選出、自治会PTAを代表する。  
② 人員は各自治会1名とする。但し、自治会の事情によっては2名とすることができる。
- 第8条 専門部の定数は若干名とする。  
① 部長 1名  
② 副部長 2名  
③ 各部正副部長は互選された者を会長が委嘱する。
- 第9条 その年度の決算及び次年度の予算は、年度末の理事会において審議作成し、次年度に引き継ぐ者とする。
- 第10条 表彰規定・慶弔規定は4月始めの理事会において別に定める。

### 付 則

この規則は昭和49年7月17日より施行する。

昭和56年4月9日改正

平成3年4月14日改正

但し、第2条の①、第5条の①は平成4年4月1日より施行する。

平成15年2月10日改正

## 酒田市立平田中学校P T A 表彰規定

- 1 条 この規定は酒田市立平田中学校P T A規則第17条に基づいて制定する。
- 2 条 次に該当する者を本会の名で表彰する。
  - ① 会員としてこの会の発展に尽くした者
  - ② 酒田市立平田中学校職員として教育に勤続した者
- 3 条 表彰は次の基準を原則とする。
  - ① 表彰者は卒業学年とし、1回限りとする
  - ② 3ヶ年役職にあり、うち1年以上理事、副委員長、または副部長を務めた者
  - ③ 酒田市立平田中学校職員は在職5年以上の転退職者
  - ④ その他特に功労のあった者
- 4 条 該当者には、感謝状を贈る。

昭和45年4月

昭和49年1月

昭和56年4月改正

平成11年4月改正

平成16年2月改正

## 酒田市立平田中学校P T A 慶弔規定

- 1 職員 職員の転退職の際は、記念品を贈呈する。
- 2 職員及び役員 職員及び役員の死亡に際しては、その都度理事会において決定する。
- 3 職員 職員の家族が死亡したときは、5,000円の弔慰を表す。
- 4 一般会員 一般会員の死亡については、10,000円の弔慰を表す。
- 5 前項以外について慶弔を表す必要があるときは、その都度理事会において決定する。
- 6 この規定に金額は、毎年度当初の理事会において検討する。
- 7 緊急の場合は、P T A正副会長に一任する。

昭和45年4月

昭和49年1月

昭和56年4月改正

平成11年4月改正

平成18年2月改正

